

報道機関各位

6月30日（金）に高校生を対象とした 「クレーン操作体験学習」を実施します！

本市では、市内中小企業団体の人材確保を目的とした事業に対し、「中小企業人材確保支援助成金」として必要な経費の一部を助成しています。

このたび、採択団体である北九州クレーン協会が、高校生65名（女性含む）を対象とした第18回目のクレーン操作体験学習を、真颯館高等学校で実施いたします。

当体験学習は、高齢化が進むクレーンオペレーターの新たな担い手の確保を目的に実施しており、これまでに参加した卒業生が会員企業に就職しています。

つきましては、業務ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、ぜひ取材方よろしくお願いたします。

- 1 日時 令和5年6月30日（金） ※荒天の場合は順延
- 2 場所 真颯館高等学校（北九州市小倉北区中井口5-1）
- 3 主催 北九州クレーン協会
- 4 概要
 - (1) 室内研修
 - ・場所 視聴覚教室
 - ・時間 12:15~13:05
 - ・内容 職業紹介、業種説明、移動式クレーン説明
 - (2) 屋外研修
 - ・場所 校庭
 - ・時間 13:15~15:05
 - ・内容 移動式クレーンの操作体験、高所作業車の搭乗体験
 - ・機材 移動式クレーン車 6台
高所作業車 3台
- 5 参考資料 協会概要、体験学習実施風景写真、助成金募集チラシ

【問い合わせ先】

北九州市産業経済局中小企業振興課

TEL：093-873-1433 遠藤（課長）、竹本（担当係長）

北九州クレーン協会の概要

1 名称 北九州クレーン協会

2 目的

移動式クレーンリース事業の適正な運営と公正な発展を期することにより、公益性を高め、公共の福祉と産業の発展に寄与するほか、労働災害ならびに事故防止の施策を推進することで、事業の社会的地位の向上及び会員相互の親睦調和を図るもの。

3 所在地 北九州市八幡東区西本町三丁目 3 - 2 6

4 設立 昭和 5 4 年 5 月 2 6 日

5 会員数 6 3 社

(門司地区 3 社、小倉北地区 5 社、小倉南地区 9 社、戸畑地区 1 社、八幡東地区 5 社、八幡西地区 1 8 社、若松地区 1 3 社、郡部地区 9 社)

6 役員	会長	永山 重隆	元鶴丸海運(株) 代表取締役専務
	副会長	大野 正廣	(有)大野機工 代表取締役
	副会長	武本 和弘	西部クレーン工業(株) 代表取締役
	副会長	古川 浩嗣	(有)古川クレーン 代表取締役
	副会長	吉原 正利	(株)宮本クレーン工業 代表取締役
	会計監査	黒川 慎二	黒川クレーン工業(有) 代表取締役
	会計監査	東原 文久	東原クレーン工業(株) 代表取締役
	理事	梅野 浩一	梅野クレーン工業(有) 代表取締役
	理事	加藤 裕治	(有)加藤クレーン 代表取締役
	理事	崎田 美喜夫	大地工業 代表
	理事	山中 保夫	山中重機 代表
	理事	吉武 正人	太陽工業(株) 代表取締役
	理事	烏山 徹	烏山クレーン 代表
	理事	尾田 竜記	(有)尾田組 代表取締役
	理事	石川 信一	石川クレーン機工(有) 代表取締役

令和4年度実施風景



中小企業団体が行う若年者や女性等の人材確保のための事業を支援します！

中小企業人材確保支援助成金のご案内

北九州市では、市内中小企業者における人材確保を支援するため、市内の中小企業団体が、若年者や女性等の人材確保を目的として独自に取り組む、業界のイメージアップや職場環境の改善などを図る事業に必要な経費の一部を助成します。

【対象者】

市内に事務所を有する中小企業団体（※）のうち、次の要件を満たすもの。

※中小企業団体とは、構成員の共同事業又は共益的事業を行う営利を目的としない法人（事業協同組合や一般社団法人など）・任意団体（自主的に構成された同業種団体など）で、構成員の4分の3以上が中小企業者である団体とします。

- ①構成員の4分の3以上の者が北九州市内に事業所を有すること。
- ②市税を滞納していないこと。
- ③暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- ④暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤定款、規約、会則その他これに準ずる規程に、設立目的、事業内容、役員、業務の執行及び会計等について定めがあること。
- ⑥事業に係る予算、決算、収支に関する帳簿等を備え、適切に運営されていると認められること。

【対象事業】

若年者や女性等の人材確保を目的に、上記対象団体が実施する以下の事業（複数事業の組合せ可）のうち、令和5年4月5日（水）～令和6年3月31日（日）の間に行う事業

（1）団体が所属する業界の役割・魅力を伝えるための啓発事業

- (例)・学生等を対象にしたものづくり現場の体験見学会（オープンファクトリー）
- ・学生等が建設機械を実際に操縦する体験学習会
 - ・学生等を対象にしたサービス業の魅力発見セミナー（合同会社説明会）
 - ・学生等に業界の魅力を伝えるホームページ、リーフレットの作成 など

（2）学生、教員等との情報交換のための交流事業

- (例)・学生等と若手社員との意見交換会
- ・教員・保護者を対象とした経営者との座談会 など

（3）働きやすい職場環境づくりのための推進事業（組合員企業を対象とした団体内事業）

- ①職場環境改善のための事業
- (例)・労働条件（就業規則、給与規程等）見直しのための勉強会
- ・作業環境見直し（5S活動の実施、軽労化アシストツールの導入検証等）のための研究会 など
- ②経営者・管理者等の意識改革のための事業
- (例)・若年者の定着率向上のための管理職マネジメント能力開発研修
- ・ワーク・ライフ・バランス推進のための経営者研修 など

（4）その他事業

- ・若年者や女性等の人材確保のために特に有効と認められる事業

【助成金額】 対象経費の2分の1以内 限度額40万円（千円未満の端数切捨て）

【対象経費】

区 分	内 容
謝 金	コンサルタント等専門家への謝礼金、原稿執筆料等
旅 費	コンサルタント等専門家の招聘旅費、先進事例の視察に要する旅費等
賃借料	会場・機材・車両・装具等の借上げ料等
委託料	会場設営、チラシ・ホームページ等の作成、調査研究、コンサルティング等
傷害保険料	実習等に参加する学生等の傷害保険料
消耗品費 印刷製本費	実習に必要な材料費、教材の購入費、資料のコピー費等
備品購入費	対象事業の実施に伴う備品の購入
その他経費	市長が特に必要と認める経費

※上記対象経費に係る消費税・振込手数料は対象経費とはなりません。

※団体内部の講師への謝金や旅費は対象経費とはなりません。

【募集期間】 4月5日(水)から随時受付(予算終了、もしくは令和6年1月31日(水)まで)

【申請の方法】

助成金の申請には、次の書類を提出してください。

①助成金交付申請書

②申請団体概要

③事業計画書

④経費明細書

⑤役員等名簿

⑥暴力団排除に関する誓約書

⑦構成員名簿

⑧定款、会則、規約その他これに準ずる規程

⑨市税の納税証明書（市税の課税対象でない場合はその旨の申告書）

①～⑥の様式については、下記ホームページからダウンロード
できます。

北九州市中小企業振興課

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700170.html>

※同一の事業内容で国など他の補助金と重複して助成を受けることはできません。

【スケジュール】

募 集 期 間

4月5日から随時受付（予算終了、もしくは令和6年1月31日まで）

書 類 審 査

書類受付後、随時

事業の妥当性・有効性について審査します。

交 付 決 定

書類審査後、随時

（必要に応じてヒアリングを実施します。）

実績報告書の提出

事業終了後20日以内（支払い等の諸手続きも事業期間に含まれます。）

交付額確定・支払

※交付決定後、事業要件を満たさないことが判明したときは、助成金を返還いただく場合があります。

【問合せ・申込み先】

北九州市産業経済局中小企業振興課 中川、竹本

〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2番1号 北九州テクノセンタービル1階

TEL：873-1433 FAX：873-1434